

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 前橋市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
バリアフリー化支援	保険給付	介護保険住宅改修費支給	在宅の要介護者・要支援者が行う、以下の住宅改修工事 (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え	要介護・要支援者(認定申請中を含む)。担当の介護支援専門員への事前相談を行い、理由書・関係書類を作成して介護保険課への事前申請が必要。	自己負担額: 住宅改修費用の1～3割(補助対象となる工事費は20万円まで:年度によるリセットなし)			工事着手前に申請・承認が必要		介護保険課	027-898-6157	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/11112/7617.html	新築・増築、老朽化は対象外。工事を伴わないものは対象外。
バリアフリー化支援	助成	重度身体障害者(児)日常生活用具給付等事業	重度身体障害者(児)及び難病患者の移動等を円滑にするために行う小規模な住宅改修工事費用の一部を補助。	身障手帳及び障害状態(難病患者)の要件や所得要件が有り。障害福祉課への事前相談が必要。	自己負担額: 市民税所得割の額に応じて、住宅改修費の0～3割を自己負担(補助対象となる工事費用は全体の20万円まで)			工事着手前	要問い合わせ	障害福祉課	027-220-5711	http://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko_fukushi/4/7/2/11855.html	介護保険対象者は介護保険の住宅改修費支給が優先になり、本制度との併用はできません。施工前に必ず相談・申請してください。
バリアフリー化支援	助成	重度身体障害者(児)住宅改修費補助事業	重度身体障害者(児)がいる世帯が、玄関・台所・浴室・便所などを改造するための費用の一部を補助。	身障手帳の要件や所得要件が有り。障害福祉課への事前相談が必要。	補助額: 改造費用の5/6(上限50万円)			工事着手前	要問い合わせ	障害福祉課	027-220-5711	http://www.city.maebashi.gunma.jp/kenko_fukushi/4/7/2/11855.html	介護保険対象者は介護保険の住宅改修費支給が優先になりますが、本制度との併用ができません。施工前に必ず相談・申請してください。
省エネ機器活用支援	助成	家庭用ゼロカーボン推進補助事業	対象機器の設置費用の一部を助成 ※対象機器 ①ア 燃料電池コージェネレーション(通称:エネファーム) ①イ 太陽光自家消費促進型自然冷媒ヒートポンプ給湯器(通称:おひさまエコキュート) ② 定置用蓄電池設備 ③ 外部給電機能付電動車 ④ V2H(電気自動車充電設備)	次のいずれにも該当する個人とし、一世帯につきそれぞれ一基を限度とします。なお、過去に本補助金の交付を受けた設備を再度申請することはできません。 ①前橋市の自ら居住し住民登録がされている事業兼用住宅を含む住宅に補助対象となる設備を令和5年4月1日から令和6年2月29日までに新規で購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出できる方 ※保証書記載の引き渡し日が令和5年4月1日以降であれば対象となります。 ②市税を滞納していない方 ③前橋市内に本店・支店等がある事業者から設備の購入又は設備工事を行った方	①ア 燃料電池コージェネレーション:3万円 ①イ 太陽光自家消費促進型自然冷媒ヒートポンプ給湯器:3万円 ②定置用蓄電池設備:蓄電容量1kWhあたり1万円(上限5万円) ③外部給電機能付電動車:5万円 ④V2H:5万円			前期:令和5年5月8日～令和5年9月29日 後期:令和5年10月2日～令和6年2月29日	要問い合わせ	環境政策課	027-898-6292	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/gvomu/4/1/1/23240.html	
農業集落排水処理施設接続工事費	融資	農業集落排水処理施設接続奨励工事	農業集落排水処理区域内で浄化槽またはくみ取り便所を廃止して農業集落排水に接続する工事	下記①～⑤をすべて満たす方 ① 農業集落排水処理施設の計画処理区域内の受益者 ② 本市に居住し、独立した生活を営み、融資する工事費を納付できる能力のある方 ③ 市税、水道料金、農業集落排水処理施設使用料、農業集落排水事業分担金を滞納していない方 ④ 連帯保証人を一人選定できる方 ⑤ 連帯保証人については、本市に居住し、独立した生活を営み、弁済の資力を有する方	100万円	無利子	48か月以内	※排水設備工事確認申請と同時に申請すること ※事前審査あり※随時	予算の範囲内	下水道整備課	027-898-3044	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/suidokyoku/gesuidoseibi/shinseisho/7336.html	
耐震補強支援	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断について、診断者を無料で派遣(但し交通費及び図面作成費用は別)	木造住宅の所有者	診断料無料(交通費1,000円及び図面作成費用1万円程度は自己負担)			要問い合わせ	要問い合わせ	建築指導課	027-898-6752	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikushidogvomu/5/2362.html	

耐震補強支援	助成	木造住宅耐震改修訪問相談事業	耐震診断を受けた申請者に診断結果の詳細説明や耐震改修に関する相談を無料で行う	木造住宅の所有者	相談料無料 (耐震診断と合わせ相談を行う場合は交通費なし。相談のみの場合は交通費1,000円は自己負担)			要問い合わせ	要問い合わせ	建築指導課	027-898-6752	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshi-keikakubu/kenchikushido/gyomu/5/2362.html	
耐震補強支援	助成	木造住宅耐震改修費補助事業	上記の調査で耐震性が不足と判断された場合に、耐震改修工事及び耐震シェルター設置費用の一部を助成	・木造住宅の所有者 ・市税の滞納がないこと ・本市の住民であること(耐震改修工事の場合) ・高齢者のみの世帯、または障害者を含む世帯に属する者であること(シェルター設置の場合)	補助額: ①耐震改修工事 工事費用の4/5(上限100万円) ②耐震シェルター設置 本体費用の2/3(上限30万円)			要問い合わせ	要問い合わせ	建築指導課	027-898-6752	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshi-keikakubu/kenchikushido/gyomu/5/2363.html	
生活道路後退用地整備	助成	生活道路後退用地整備事業	建築基準法第42条第2項の規定による道路後退部分の用地を市に寄付した場合奨励金を交付	用地を寄付する者	奨励金額: 区域により1万5千円～13万円			要問い合わせ	要問い合わせ	建築指導課	027-898-6752	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshi-keikakubu/kenchikushido/gyomu/5/2357.html	
生垣づくり支援	助成	前橋市生垣づくり奨励金交付事業	緑豊かな住みよい生活環境を創出するため、生垣づくりを行う者に対し、奨励金を交付	生垣を新たに植栽し、又は既存の囲障に替えて生垣を植栽する市民 【適用区域】都市計画区域内の幅員4メートル以上の公道に面した部分。ただし、土地区画整理事業施行中の区域で仮換地未指定地については除く。 【生垣基準】樹木高さ0.6m以上、生垣延長2m以上、樹木植栽本数1㎡に3本以上	補助額: ①生垣施工費用に相当する額3分の2を奨励金として交付(上限8万円) ②既存の囲障に替えて生垣を植栽する場合加算交付(上限6万円)			要問い合わせ	要問い合わせ	公園緑地課	027-898-6845	https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/5/2/12771.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	合併処理浄化槽設置整備費補助事業	対象区域内に高度処理型かつ環境配慮型の合併処理浄化槽を設置する際に補助単独処理浄化槽等の撤去等及び合併処理浄化槽設置工事が完了した日から日以内又は令和6年2月29日のいずれか早い30日までに実績報告書を提出すること	公共下水道などの整備予定のない地域で、申請者が単独処理浄化槽等を撤去等し、自己が居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置する個人 ※既設単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去又は雨水貯留槽への改造を行わずに合併処理浄化槽を設置する場合は補助対象外	建替・増築 5人槽 15万円 7人槽 17万円 10人槽 20万円 転換 5人槽 62万円 7人槽 66万円 10人槽 75万円			前期:令和5年4月3日～令和5年9月29日 後期:令和5年10月2日～令和6年1月31日	予算の範囲内	下水道整備課	027-898-3074	https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/10/2/12956.html	設置工事前の申請が必要
公共下水道接続工事費	融資	公共下水道接続奨励工事	公共下水道処理区域内で浄化槽またはくみ取り便所を廃止して公共下水道に接続する工事 対象家屋:公共下水道に接続する既存建物 ※新築に関する工事は対象外	下記①～⑤をすべて満たす方 ① 公共下水道へ接続できる処理区域内の建物の所有者または所有者の同意を得た方 ② 本市に居住し、独立した生活を営み、融資する工事費を納付できる能力のある方 ③ 市税、水道料金、下水道使用料、都市計画下水道事業受益者負担金および公共下水道事業分担金を滞納していない方 ④ 連帯保証人を一人選定できる方 ⑤ 連帯保証人については、収入月額が158,000円以上の方で、なおかつ上記②、③の条件を満たし、申請者と別世帯の方	100万円	無利子	48か月以内	※排水設備工事確認申請と同時に申請すること ※事前審査あり※随時	予算の範囲内	下水道整備課	027-898-3075	http://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/10/2/12954.html	融資の対象となる工事内容及び対象家屋等について、施工前に必ず相談してください。 ※公共下水道接続促進補助金との併用不可

公共下水道接続工事費	助成	公共下水道接続促進補助金	<p>公共下水道処理区域内で浄化槽またはくみ取り便所を廃止して公共下水道に接続する工事</p> <p>・供用開始後3年以内に行う住宅の接続工事</p> <p>・令和6年2月29日までに排水設備工事を完了し実績報告を提出すること</p> <p>※新築に関する工事は対象外</p>	<p>下記①～③をすべて満たす方</p> <p>①本市に住所があり、実際に居住している個人</p> <p>②世帯全員の市民税(住民税)が非課税</p> <p>③市税、上下水道料金、都市計画下水道事業受益者負担金および公共下水道事業分担金を滞納していない個人</p>	<p>供用開始告示後3年以内は3万円。ただし1年以内は5万円。また、工事費(消費税を除く。)が交付金額を下回る場合は工事費</p>								<p>※排水設備工事確認申請と同時に申請すること</p>	<p>予算の範囲内</p>	<p>下水道整備課</p>	<p>027-898-3075</p>	<p>http://www.city.maebashi-gunma.jp/shinseisho/10/2/12955.html</p>	<p>補助の対象となる工事内容及び対象家屋等について、施工前に必ず相談してください。</p> <p>※公共下水道接続奨励工事との併用不可</p>
------------	----	--------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	------------------------------	---------------	---------------	---------------------	--	--